

松山市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 忽那諸島において空家を活用した定住促進による地域の活性化を図るため、市が空家に関する情報を電子化し、及び公開するもの（以下「空き家バンク」という。）に掲載した空家及び今後掲載する空家の家財道具等（以下「残置物」という。）を処分しようとする者に対して、予算の範囲内で松山市空き家バンク登録支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第11条の規定により、空き家の所有者で次の各号の全てに該当する個人とする。

- (1) 本人及びその同一の世帯に属する者が市税を滞納していない者
- (2) 2年以上継続して、所有する空家を松山市空き家バンクに掲載する者（既に松山市空き家バンクに掲載している者を含む）であること。ただし、空家の売買又は賃貸契約が成立した場合は、この限りでない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的な勢力に該当しない者
- (4) その他市長が不相当と認める事情がない者

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 忽那諸島内に存する空家であること。
- (2) 調査の結果、空き家バンクに登録されたもの。
- (3) 空き家バンクに掲載可能と判断し、賃貸又は譲渡が可能であること。
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと。
- (5) その他不相当と認められる事情がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、松山市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている、法人又

は個人事業者が行う空家の残置物の搬出，収集，運搬及び処分に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし，20万円を上限とする。この場合において，当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は，あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の所有者であることを確認できるもの
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 位置図，配置図，間取り図等
- (4) 空家の全景及び処分する残置物の写真
- (5) 補助対象事業の見積書
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は，前条の規定による補助金の交付申請があった場合は，その内容を審査し，適当と認めたときは，補助金の交付を決定し，補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付を決定する場合において，必要があるときは，条件を付けることができる。

3 補助対象事業は，第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後に行わなければならない。

(交付申請の内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は，同項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し，又は中止しようとするときは，補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

2 市長は，前項の規定による承認をしたときは，補助金交付変更(中止)承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的外に使用したとき。
- (3) 第7条第2項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書(様式第10号)により補助事業者へ期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、申請者に対して書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。